

「(仮称)名張市市民公益活動促進条例」に盛り込む項目及び内容

試 案	修 正
前文	
1. 目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動の促進に関する基本理念を定める。 ・ 市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにする。 ・ 市が行う施策を定めることにより、市民公益活動の促進を図り、個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図る。 	
2. 定義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民とは、市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、市内で活動する団体等をいう。 ・ 市民公益活動とは、市民が自発的かつ自主的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、営利、特定の個人等の私益追求、主たる目的が政治・宗教等に関する活動、公益を害するおそれのある活動は除く。 ・ 市民公益活動団体とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体をいう。 	
3. 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等の立場で、それぞれの特性と役割を理解し、協働して地域社会の発展に努める。 ・ 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、互いに情報を共有するとともに、自主性及び自立性を尊重する。 ・ 市が、市民公益活動を支援するにあたって、支援の内容及び手続きについては、公平かつ公正で透明性の高いものとする。 	

<p>4 . 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努める。 ・市民は、市民公益活動の発展及び促進に協力するよう努める。 	
<p>5 . 市民公益活動団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動団体は、基本理念に基づき、地域社会の一員として自己責任のもとに活動し、その活動内容が広く市民から理解されるよう努める。 ・市民公益活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、市民の参加を促進するとともに、活動を担う人材の育成に努める。 ・市民公益活動団体は、必要に応じて、他の市民公益活動団体等及び市と連携して市民公益活動の推進に努める。 	
<p>6 . 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを認識し、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展と促進に協力するよう努める。 ・事業者は、必要に応じて、他の市民公益活動団体等及び市と連携して市民公益活動の推進に努める。 	
<p>7 . 市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、基本理念に基づき、市民公益活動の促進のための施策に取り組む。 ・市は、市民公益活動に関する情報の積極的な提供及び推進体制の整備に努める。 	
<p>8 . 市が実施する基本的施策</p> <p>市は、市民公益活動を促進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組む。</p> <p>例</p> <p>(1) 新たなしくみ・制度の創設</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動団体と市との間において、お互いの役割分担を定め、委託等に基づき、課題解決に向けて取り組むことができる制度の創設 ・ 市民公益活動団体と既存の地域組織の機能面を重視した連携策の検討 ・ 市民公益活動促進事業の推進及びその評価制度の創設 <p>(2) 人材支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材派遣制度の充実 ・ 市民公益活動を支える人材を育成するための講座の整備 <p>(3) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動事業の拡充 ・ 既存の助成制度の見直し <p>(4) 活動拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市的な市民公益活動の拠点として「市民活動支援センター」の充実 ・ 市内に存する既存施設の有効利用 	
<p>9 . 組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例に基づく市民公益活動を促進するための組織を設置 	